

# インドネシアにおける特許実施の延期申請 について

TMI 総合法律事務所

弁理士 白石真琴

TMI 総合法律事務所は 1990 年に東京において開設され、国内外に拠点を持つ。特に ASEAN には、6 つの海外拠点を有している。筆者は、2008 年に TMI 総合法律事務所に入所し、医薬、バイオ、化学等の技術を専門分野として国内外の特許の出願、審判、訴訟、鑑定等に従事してきた。現在は、シンガポールオフィスにて、ASEAN での日本企業の活動の知財面でのサポートに従事している。

2016 年のインドネシア特許法改正により、インドネシア特許の特許権者は、インドネシア国内において当該特許を使用する義務を負うことになった<sup>1</sup>。特許付与後、3 年以上不実施の期間が続くと、この特許は強制実施権付与の対象や、特許取消の対象となり得る。特許付与から 3 年以内に特許実施の延期申請をすることで、この国内実施義務の適用を延期することが可能である。

## 1. インドネシアにおける国内実施義務

2016 年 8 月 26 日に施行された改正インドネシア特許法第 20 条には、

- (1) インドネシア共和国内の特許権者は、当該特許を受けた物を製造する義務および当該特許を受けた方法を使用する義務を負う。
- (2) (1)項における物の製造または方法の使用は、技術移転、投資の吸収および／または雇用の場の提供を支援しなければならない。

と規定され、インドネシアで特許を取得した特許権者には、国内で特許を使用する義務が課されることとなった。

この国内特許使用義務を、特許付与後 36 か月以内に果たさない場合、当該特許に対して強制実施権の申請が可能となる（特許法第 82 条(1)(a)）。

<sup>1</sup> なお、この国内実施義務規定には反対も多く、この義務を規定する特許法 20 条の廃止を盛り込んだオムニバス法案が、2020 年 2 月 12 日付けで国会に提出されている。

また、同法第 132 条(1)(e)には、この第 20 条の規定に違反する場合、裁判所が決定すれば特許が取消されることが規定されているため、インドネシア国内特許の不実施は特許取消理由にもなる。

これらの規定は、インドネシア国内の産業活性化のための規定と考えられる。

## 2. 特許実施の延期申請

この国内実施義務を 36 か月以内に果たすことができない場合、特許権者は、特許付与日から 3 年以内に、理由を添えて大臣に延期申請を提出することにより、5 年間、国内実施を延期することが可能であり、かつ、この延期申請の更新も可能である（特許の強制実施権授与手続に関するインドネシア共和国法務・人権規則 2019 年 30 号）。

なお、この規則が 2019 年 12 月 9 日に公布されたことによって、従前の省令<sup>2</sup>は撤廃されたため、申請書提出の具体的な手続に関する規定は未整備であるが、参考までに、従前の省令の下では、延期申請の理由<sup>3</sup>を記載した申請書及び証拠

---

<sup>2</sup> 2018 年 7 月 11 日公布の「特許権者による特許の実施に関するインドネシア共和国法務・人権省令 2018 年 15 号」および 2018 年 12 月 28 日公布の「特許の強制ライセンス授与の手続に関するインドネシア共和国法務・人権省令 2018 年 39 号」。いずれも上記規則 2019 年 30 号の公布により撤廃された（同第 46 条）。

<sup>3</sup> 従前の省令に基づく特許権者による特許実施義務の猶予申請書には、延期申請の理由として以下が挙げられていた。

- a. 特許権者は既に、様々な国への輸出のため、様々な原材料のサプライヤーと接続された複数の製造ハブ（センター）からなる国際的な供給網を有している。
- b. 国内で製造原料が提供されないか、あるいは複数の製造原料について依然、輸入が必要である。
- c. 製造プロセスに、インドネシアでまだ 利用可能となっていない特別な技術が必要である。
- d. 製造プロセスに、インドネシアでは依然限られた特別な専門性を有する人的資源が必要である。
- e. 製造プロセスのコストが、需要量との比率において経済規模を満たさない。
- f. 国内の製造容量がまだ十分でない。

とともに、身元確認書類又は委任状、特許年金納付の証拠等を提出することで、延期申請が可能であった。

### 3. 旧法下での登録特許の取り扱い

改正インドネシア特許法の施行日である 2016 年 8 月 26 日より前に登録になった特許については、改正法施行日から 3 年が経過する 2019 年 8 月 26 日までに実施延期申請を提出する必要があると解釈され、この日までに多くの特許に対して実施延期の申請書が提出された。

しかしながら、上述のとおりその後 2019 年 12 月に新たな規則 2019 年 30 号が公布され、この規則の公布前に付与された特許については、規則公布の日から遅くとも 3 年以内（2022 年 12 月 9 日まで）に延長申請書を提出すればよいこととなった（同規則 2019 年 30 号第 45 条 b）。

なお、既に提出済みの延長申請は、旧規則に基づいて完了する（同規則第 45 条 a）。

### 4. 国内実施義務違反により強制実施権が付与される場合

国内実施義務違反により強制実施権が付与される場合の詳細については、同規則 2019 年 30 号に規定されており、強制実施権は以下の場合にのみ大臣が与えることができることとなっている（同第 13 条(1)）。

a. 申請者またはその代理人が、その特許を自ら全面的に実施するための能力を有する、および当該の特許を迅速に実施するための設備を有する証拠を提出できる；

g. 製品または製法の複雑さ、種類およびあるいは感受性が高い。

h. 営業秘密保護に関する理由。

i. 特許化された製品が既に特許権者または特許権者からライセンスを受けた代理人により、インドネシアにおける販売、貸出および輸送の必要のため、製造、利用、販売、輸入、貸出、輸送または供給されている。

j. その他。

b. 申請者またはその代理人が、最長 12 か月間、適切な要件・条件で特許権者からライセンスを受ける努力をしたが、成果を得られなかった；および  
c. 大臣がその特許が適切な経済規模でインドネシアで実施でき、社会に利益をもたらすと意見をもつ。

よって、国内実施義務に違反しても、実際に申請者が強制実施権を得ることはそれほど容易ではないとも考えられる。

また、上記規則 2019 年 30 号には、申請者に強制実施権が与えられる場合であっても、この実施権は、非独占的实施権であること、定められた特定の期間と条件で付与されること、特許権者は実施権者から報酬を受け取ること、強制実施権の終了条件や取消を可能とするため条項を定めること等が規定されており、国内実施義務に違反しても、特許権者の利益も勘案しつつ強制実施権が付与されることとなっている。

しかしながら、国内実施義務違反は取消理由ともなっていること、一旦延期申請した後は更新も可能であることを考慮すると、登録特許であって、登録から 3 年以内にインドネシア国内で使用しない特許については、延期申請をすることが安全であると考えられる。

## ソース

関連法（なお、本文中に引用した法令は JETRO 仮訳である）

- ・インドネシア特許法（2016 年法）

[http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu\\_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf](http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf)

（JETRO 仮訳）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo\\_2016.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf)

・特許の強制実施権授与手続きに関するインドネシア共和国法務・人権大臣規則 2019 年 30 号

[https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu\\_pp/BN%201570-2019.pdf](https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu_pp/BN%201570-2019.pdf)

・特許権者による特許の実施に関するインドネシア共和国法務・人権省令  
2018年15号

<https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu-pp/permenkumham-paten-15-2018.pdf>

(JETRO 仮訳)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904\\_3.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904_3.pdf)

・特許の強制ライセンス授与の手續に関するインドネシア共和国法務・人権省  
令2018年39号

[https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu\\_pp/PERMEN%20Tata%20Cara%20Pemberian%20Lisensi%20Wajib%20Paten.pdf](https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu_pp/PERMEN%20Tata%20Cara%20Pemberian%20Lisensi%20Wajib%20Paten.pdf)

(JETRO 仮訳)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904_1.pdf)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)